

生産緑地をお持ちの皆様は、 必ずお読みください！！

特定生産緑地の指定手続きが始まります

特定生産緑地とは

生産緑地地区に指定されてから30年を経過する日（以下「申出基準日」という。）より前に所有者等の意向により特定生産緑地に指定すると、申出基準日から10年間において従来の税制措置が継続されます。
※申出基準日を超えてしまうと、特定生産緑地に指定できません。

特定生産緑地に指定する場合・しない場合

生産緑地地区に指定されてから30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、税制措置が変わります。

特定生産緑地に指定することで、従来の生産緑地に措置されてきた税制が、継続されます。ただし、特定生産緑地の指定にあたっては、当該生産緑地が適切に管理されている必要があります。

	特定生産緑地に 指定する場合	特定生産緑地に 指定しない場合 (生産緑地地区は継続)
固定資産税等の 評価	・今までどおり、農地評価・農地課税	・5年間で段階的に宅地並み課税まで上昇
相続税の 納税猶予	・納税猶予あり (終身営農で免除)	・納税猶予なし (現世代の納税猶予のみ終身営農で免除)
貸借地	・納税猶予の継続は可能	・現世代に限り、納税猶予の継続は可能(法に基づく賃借のみ)
買取り申出 (生産緑地の解除)	・主たる従事者の死亡 ・故障 ・特定生産緑地の指定から10年経過	・いつでも買取り申出が可能
肥培管理	・特定生産緑地及び生産緑地に指定されている限り、建築物の制限や肥培管理義務等は今までと同様	
継続方法	・10年毎に特定生産緑地の指定の手続きが必要	—

※特定生産緑地の指定は、平成4年度以降に生産緑地地区に指定されたものが対象となります。なお、平成3年度以前の旧生産緑地法により指定された生産緑地は対象外となります。

特定生産緑地の指定について

- 特定生産緑地に指定できる農地は、①,②の両方である必要があります。
 - ① 新法の生産緑地地区であること。
 - ② 適切に農地として肥培管理されていること。
- 生産緑地の一部を特定生産緑地に指定する場合は、**分筆**にご協力をお願いします。

特定生産緑地指定の流れ

指定申請
(所有者)

特定生産緑地に指定の意向がある生産緑地所有者は、説明会後に所有者に送付する申請書等を市に提出します。

特定生産緑地の手続き
(市)

市は、特定生産緑地の指定に向けた手続きを行います。また、指定のあった農地について、市が所有者等へ指定の結果を通知します。

○特定生産緑地指定手続きの受付期間

生産緑地の
告示年

1992年
(平成4年度)

1993年
(平成5年度)

受付開始

2019年(令和元年)11月頃

受付締切

2022年(令和4年)2月末

2023年(令和5年)2月末

※1994年(平成6年)度以降に指定の生産緑地の所有者については、受付時期が近づきましたら、改めて市からご案内いたします。

※書類のご提出には、余裕をお持ちください!



西東京市

【お問合せ先】

西東京市 都市整備部 都市計画課 都市計画担当

TEL:042-438-4050 ファクス:042-438-2022

Eメール:toshikei@city.nishitokyo.lg.jp



生産緑地地区ホームページ